

香芝市監査委員告示第4号

令和3年12月7日付けで提出のあった住民監査請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第5項の規定により、次のとおりその結果を公表します。

令和4年1月25日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 中 村 良 路

第1 請求人 X

第2 請求の要旨（原文のまま記載。なお、一部個人情報等については、アルファベット等に置き換え、(4) 団体A会員でありながら不当に排除された者の住所、氏名及び事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略している。）

香芝市（以下「市」という。）及び市有害鳥獣防止対策協議会（以下「協議会」という。）は、団体Aに対して有害鳥獣捕獲を依頼し、毎年度、団体A会長からの申請に基づき、市から「有害鳥獣駆除における謝礼金」（以下「謝礼金」という。）が支払われています。なお令和2年度の申請は、令和3年3月17日付けで「団体A会長 Y」名で行われ（証第1）、これを受けて、市は「団体B会長 Y」名義の口座（証第1）に1,000,000円を振り込みました。しかし、申請日における団体Aの会長は私、Xでしたから、Yは会長名を冒用して申請し、謝礼金を受け取ったこととなります。

刑法上、代理資格を持たない者がその資格を偽って代表文書を作成する行為は、作成権限がないのに他人名義を冒用して文書を作成することになるため、有形偽造に当たるとされています（最高裁判決昭和45年9月4日刑集24巻10号1319頁）。つまり、団体A会長ではないYが行った申請行為は、作成権限がないにもかかわらず、真正な会長であるX名義を冒用して文書を作成して申請したものですから、申請書を偽造したことに他ならず、すなわち刑法第159条第1項の私文書偽造罪に相当するものです。Yが当該申請時に団体A会長ではなかった事実は、次の(1)の「団体A会長の事実誤認について」で示します。

加えて、Yは、会長名を冒用しただけではなく、証第1に「団体A会員の総意」として全く虚偽の内容を記しています。これは、令和2年及び令和3年にYが会長名を冒用して行った鳥獣捕獲等許可申請において、(4)の「団体A会員でありながら不当に排除された者」に掲げる9名を除いて申請したことから明らかです。また、当該申請により受領した謝礼金をこの9名に配分していません。鳥獣捕獲等許可申請における不正及び謝礼金の不正運用については、以下に掲げる(2)及び(3)で説明します。

(1) 団体A会長の事実誤認について

協議会が有害鳥獣の捕獲依頼している団体は、社団法人N（以下「社団法人N」という。）の下部組織である団体Aであることは、令和3年10月1日付け香農土第645号による弁明書（証第2）に明確に記されています。ところで、同じ証第2には「団体Aは平成30年に設立された団体Bに所属する会員により構成されている」と記されていますが、これは大きな事実誤認です。

前述したように、団体Aは社団法人である社団法人Nの下部組織であり、団体Cに属する会員中、香芝市在住の会員によって構成されています。団体Aは、法人格のない任意団体にすぎない団体Bの会員によって構成されているはずがないのです。この2つの団体は法的には、別個の団体です。

この事実誤認は、かつて団体Aの会員と団体Bの会員とが重複し、かつ、この2つの会長が同一人であったことに起因しています。会員が重複していたため、団体B会長と団体A会長とが同一人だっただけのことです。

また、謝礼金の振込先の口座を団体Bの会長名の口座としていたことも、こうした誤解を招いた一因です。これは市の財務会計行為に問題があるというべきでしょう。今後は、謝礼金の振込先は、「団体A会長某」とすべきと考えます。

団体Aは、社団法人Nの下部組織である団体Cに属し、団体C総会において、団体Aの地区委員2名が選任されることになっています。このうち1名が地区委員長となり、団体Aの代表者として団体Aの会長となるものです。任意団体である団体B会長が団体A会長になるといったような決まりは、社団法人である社団法人Nの組織構成上、あり得ないことです。

団体B会則（証第3）第4項に規定する会員資格には、「香芝市に在住し、かつ狩猟免許を有した者で、ボランティア活動を了承した者」とあるだけで、社団法人Nの会員であることを要件とはしていません。つまり、社団法人Nの非会員が団体Bの会長になることもあり得るわけですから、団体B会長が団体A会長であるという認識がいかにも誤ったものであることを十分に理解していただけたと思います。また遺憾ながら、証第3から、市も誤った認識を有していることが推認できます。

令和3年4月25日に開催された団体C総会において、Yが地区委員に選任され、団体Aの会長に就任したことは認めます。しかし、その総会資料（証第4）にある「団体C構成員名簿」には、令和3年4月10日現在の団体A会員全員の氏名が記載され、欄外に注記されているように、★印を付した者が団体Aの地区委員です。しかし、Yには★印がなく、同人が地区委員ではないことは明らかです。地区委員でない者が団体A会長であることは、断じてあり得ません。

したがって、証第1により申請が行われた令和3年3月17日時点における団体A会長は私、Xであり、Yは地区委員にすらなっていません。私を含め、(4)に掲げた者が、Y及び市の担当者に対して、Yは団体Aの会長ではないということを再三再四、指摘しましたが、まったく聞き入れられませんでした。よって証第1による申請は、当時の会長であった私の肩書きを故意に冒用して行われたものと解釈せざるを得ず、文章偽造による違法な申請であったと考えます。また、その指摘を無視してYの申請を認めた市の担当者の責任も重大であり、反省すべきものと指摘しておきます。

(2) 鳥獣捕獲等許可申請における不正

Yは、令和2年11月12日の鳥獣捕獲等許可申請書（証第5）及び令和3年4

月19日の鳥獣捕獲等許可申請書（証第6）において、団体A会長名で申請していますが、Yが団体A会長になったのは、令和3年4月25日開催の団体C総会においてですから、無資格のまま肩書きを使用したこととなります。Yが誤って団体A会長という肩書きで申請したとしても、団体A会員を平等に取り扱うならば、証第1にある「団体A会員の総意として」という記載に多少の齟齬が存したとしても、虚偽の内容として咎めはしません。しかし、証第6による申請では、(4)に掲げた9名は申請されませんでした。これは、Yが意図的に排除したとしか思えず、よって証第1にある「団体A会員の総意として」との記載は、全く事実に反することを故意に書いたものと言わざるを得ません。

以上から、証第1による肩書き冒用と併せ、謝礼金を取得するため、Yが故意にその気も無い虚偽の内容を記したことが明らかです。「団体A会員の総意として」という嘘を書いて市を欺き、謝礼金を不当に取得したことに他なりません。これは、刑法第246条第1項の詐欺罪に相当する違法な行為と考えます。

(3) 謝礼金の不正運用について

Yは、謝礼金を受領するため、証第1に「団体A会員の総意として」と記載しましたが、(4)に掲げる者に対して謝礼金を配分していません。当該謝礼金は、令和2年度における有害鳥獣捕獲活動を行った者に対し、その活動実績に応じて分配されるべき性質のお金であるにもかかわらずです。

令和2年5月3日から令和3年3月14日までの捕獲活動に参加した者の氏名及びその実施日は、有害鳥獣捕獲実施台帳（証第7）に記録されており、この中には(4)に掲げた者の活動が過半を占めています。

以上の事実から、Yが証第1に「団体A会員の総意として」と記載したことは、全く事実に反することです。そのような虚偽の内容を書いて市を欺き、謝礼金を取得することは不当な行為であり、(2)同様、刑法第246条第1項の詐欺罪に相当する違法な行為と考えます。

以上、本件謝礼金は、団体Aの会長でもないYが肩書きを冒用し、かつ「団体A会員の総意として」という虚偽の内容を書いて市を欺き、不当に支出されたものです。よって、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙証第1から証第8までの事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

(4) 団体A会員でありながら不当に排除された者 請求人を含む9名

第3 請求の受理

本件請求は、令和3年12月7日に提起され、地方自治法第242条に定める要件を具備するものとして受理した。

第4 監査の執行

本件請求について、地方自治法第242条第5項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査期間

令和3年12月9日から令和4年1月25日まで

2 監査対象部局

都市創造部農政土木管理課

3 請求人の陳述及び証拠提出

令和3年12月24日に請求人の陳述を聴取した。請求人から本件請求に関する証拠書類の提出はなかった。

4 関係職員の陳述及び証拠提出

令和4年1月5日に香芝市長から弁明書、証拠書類の提出があり、同月13日に農政土木管理課長及び同課担当主幹の陳述を聴取した。その他、本件請求に関する資料の提出を受けた。

第5 監査の結果

1 主文

本件請求を棄却する。

2 理由

(1) 認定事実

監査委員が認定した事実は、次のとおりである。

ア 令和2年4月30日、香芝市長及び香芝市有害鳥獣防止対策協議会から団体Cの団体A会長Xに対し、有害鳥獣捕獲依頼書が提出され、同日、団体A会長Xから香芝市長に対し、鳥獣捕獲等許可申請書が提出され、翌日、請求人及びY氏を含む11名に捕獲許可が出された。

イ 令和2年11月12日、団体A会長Yから香芝市長に対し、鳥獣捕獲等許可申請書（イノシシ）が提出され、翌日6名に捕獲許可が出された。

ウ 令和3年3月15日、団体A会長Yから香芝市長に対し、令和2年度有害鳥獣捕獲実績の報告書が提出された。

エ 令和3年3月16日、香芝市長から団体A会長Yに対し、「令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金の支払いについて」と書かれた謝礼金の振込先等の協議を求める文書（以下「協議依頼書」という。）が提出された。

オ 令和3年3月17日、団体A会長Yから香芝市長に対し、「令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金の支払いについて」と書かれた文書（以下「振込依頼書」という。）が提出され、振込依頼書には謝礼金を「〇〇〇 団体A 会計 Z」の口座（以下「口座A」という。）に振り込むように記載されていたことを受け、同日、農政土木管理課により口座Aに謝礼金1,000,000円を振り込むための手続きがとられた。

カ 令和3年4月12日、香芝市会計管理者より謝礼金1,000,000円が口座Aに振り込まれた。

(2) 監査委員の判断

香芝市は、有害鳥獣捕獲依頼に基づき、香芝市内においてイノシシを捕獲した団体に対し、その協力謝礼として金銭を支払っている。また、その支払いに関して、謝礼金の支払い手続きや支出金額等を定めた要綱や基準などはないが、捕獲依頼を受けた団体の捕獲実績や捕獲に係る諸経費を判断材料として、裁量的行為により謝礼金の支出を決定している。

このことについて、請求人は、団体Aの会長ではないY氏が、代表資格を冒用し、虚偽内容を記載した振込依頼書により、香芝市から令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金1,000,000円を詐取したと主張しているため、当主張について判断する。なお、請求人の主張する鳥獣捕獲等許可申請における

不正に関しては、この許可申請による行政処分は団体ではなく、個人に対して出されているものであり、尚且つ監査の対象となりうる財務会計行為を直接的に義務づけるものではないと判断し、監査の対象外とする。

第一として、請求人は、団体Aの会長ではないY氏が代表資格を冒用し、虚偽内容を記載した振込依頼書を作成したことは私文書偽造罪に相当すると主張し、その根拠としては、振込依頼書を提出した時点での団体Aの会長は当時団体Aの地区委員長を務めていた請求人であったとしている。これに対し、香芝市は、Yが令和2年11月6日に団体B（以下「団体B」という。）の会長に就任して以降、団体Bの会長が団体Aの会長として、申請手続きや活動報告を行っていた事実をもって、Yを団体Aの会長であると認識していたと主張している。

まず、団体Aという団体について、団体Aとは団体Cの会員の一部で構成された団体Cの下部組織であり、そのことは請求人から提出された団体C構成員名簿から読み取れる。また、その名簿により、団体Aの地区役員として請求人を含めた2名が該当していたこともわかる。しかしながら、団体Aの会長は誰であったかという点については、団体Cの会則に団体Aの会長や地区委員長という役職の存在が示されていないことに加え、当該名簿やその他の文書にも会長が誰であるかが明記されていないことから、客観的に知ることができず、団体Aの地区委員長である請求人が団体Aの代表としてその会長になる、という請求人の主張は論拠に乏しい。同様に、香芝市が主張する団体Bの会長が団体Aの会長であるということについても、そのことを明確に裏付ける文書などは存在していなかった。

次に、振込依頼書に関しては、令和3年3月17日にYが団体Aの会長として、振込口座を指定して、振込を依頼していたことは確かではあるが、その振込依頼を行う前の段階で、Yは、令和2年11月6日に団体Bの会長に就任して以降、農政土木管理課に定期的に有害鳥獣捕獲の報告を行い、令和3年3月15日に令和2年度有害鳥獣捕獲実績の報告書を提出している。

これらの事実から、Yが団体Aの代表として報告等を行っていたこと、また、振込依頼書提出の時点において香芝市がYを団体Aの代表と認識する十分な理由があると考えられることから、振込依頼書に関して、代表資格を持たないYがその資格を冒用して代表文書を作成したとは言い難い。なお、現在の団体Aの会長はYであることは、請求人も認めているところである。

第二に、請求人は、Yが謝礼金を詐取するために、振込依頼書に虚偽の内容を記載して当該謝礼金を取得し、取得後も有害鳥獣捕獲活動を行った者に対して、その活動実績に応じて当該謝礼金を分配しないという不正運用を行っていると主張している。このことについて、振込依頼書に記載された「団体Aの総意として下記口座へ振り込み願います」という文言の真偽は不明ではあるが、当文言は団体内部の取り決め事項であると思われ、当該謝礼金の支払いに際して、香芝市は支払われた当該謝礼金が有害鳥獣捕獲活動を行った者へ分配されることを支払いの条件とはしていないことから、当文言の有無は当該謝礼金の支出の可否を左右するものではないと考えられる。また、当該謝礼金は、Y名義の個人口座に振り込まれたものではなく、団体Aという団体に対する謝礼金として、団体Aが団体の会計口座として使用していると推測される口座Aに

振り込まれたものであり、さらには、当該謝礼金がYによって私的に流用されたとする事実も確認できなかったことなどから、請求人が主張するように当該謝礼金がYに詐取されたとは断定できない。

以上の判断により、令和2年度有害鳥獣捕獲における謝礼金については、Yの振込依頼が違法又は不当とはいえない以上、違法又は不当な公金の支出には当たらない。

よって、本件請求には理由がないと認められるので、地方自治法第242条第5項の規程により主文のとおり決定する。

第6 意見

本件請求に係る監査の結果は以上であるが、以下のとおり意見を申し添える。

有害鳥獣の捕獲に関して、香芝市行政に協力し、地域の有害鳥獣被害の防止に貢献いただいている団体に対し、謝礼金を支払うことについては疑義がないものの、支出されている謝礼金は公金であることから、その支払いに関しては公正かつ適正な処理が求められるものとする。

当該謝礼金の支出について、裁量権の逸脱又は濫用があったとは言わないまでも、団体に謝礼金を支払うにあたっては、その団体の実態等について、十分な調査及び審査等を行い、その謝礼金の支払い手続きや金額についても、要綱や基準を定めて、適正かつ透明性のある事務処理に努めるべきである。